



宮 崎 県 公 報

令和3年3月25日(木曜日) 第 191 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

| | 頁 | | |
|--|---|--|--|
| 規 則 | | | |
| ○退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (総務事務センター) 1 | | ○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 5 | |
| ○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 3 | | ○重要生息地の指定 (2件) …………… (") 6 | |
| ○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 4 | | ○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 6 | |
| 告 示 | | | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 4 | | ○道路の供用の開始 (3件) …………… (") 6 | |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 4 | | ○土砂災害警戒区域の指定 (5件) …………… (砂防課) 7 | |
| ○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 4 | | ○土砂災害特別警戒区域の指定 (4件) …………… (") 16 | |
| ○民有林の保安林の指定…………… (") 5 | | 訓 令 | |
| | | ○宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 23 | |
| | | 公 告 | |
| | | ○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 23 | |
| | | ○基本測量の終了の通知…………… (") 24 | |
| | | ○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 24 | |
| | | ○落札者等の公告…………… 24 | |
| | | 公安委員会公告 | |
| | | ○警備員等の検定の実施について…………… 24 | |

規 則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則 (昭和32年宮崎県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第7号の3まで及び別記様式第8号 (その2) から別記様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第15号中「㊟」を「㊞」に改める。

別記様式第16号から別記様式第21号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第 22 号 (第 10 条関係)

総 代 者 選 任 届 書

吏員若しくは準吏員又は
年金 (一時金) 権者との
続柄氏名が全員の総代者として
年金
一時金
の請求及び支給の

請求をするものであることを届け出ます。

年 月 日

(総代者)
本 籍 地
現 住 所

氏 名

(同順位者)
現 住 所

氏 名

別記様式第22号の2から別記様式第24号(その2)まで及び別記様式第28号から別記様式第30号の8までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則(昭和48年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p> | <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p> |

(宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成18年宮崎県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p> | <p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則（昭和52年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (利用調整地区の指定に係る土地所有者等との協議) 第20条 条例第13条第1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。 (普通地域内における届出を要しない行為) 第35条 条例第29条第7項第4号の知事が定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) 第25条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。 (15)～(17) [略] | (利用調整地区の指定に係る土地所有者等との協議) 第20条 条例第19条第1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。 (普通地域内における届出を要しない行為) 第35条 条例第29条第7項第4号の知事が定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。 (15)～(17) [略] |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 214号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------------|-----------------|-----------|
| おおやまこどもクリニック | 児湯郡新富町富田西2丁目2番1 | 令和3年2月28日 |

宮崎県告示第 215号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------|----------|
| 白山薬局 | 都城市郡元町3245番地35 | 令和3年3月1日 |
| 医療法人おおやまこどもクリニック | 児湯郡新富町富田西2丁目2番1 | 令和3年3月1日 |

宮崎県告示第 216号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局並びに宮崎市役所、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、えびの市役所、高鍋町役場、新富町役場及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 3 年 5 月 7 日から令和 3 年 7 月 8 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 217号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字出口乙 234-2（次の図に示す部分に限る。）、乙 233-10、乙 234-1、乙 234-4、乙 234-7、乙 234-11から乙 234-13まで、乙 234-15、乙 234-22、乙 234-23、乙 234-29、乙 234-32、乙 234-34

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 218号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市上三輪町2764-丁、2765

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 219号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字樋掛1980-27、1980-30、1980-31、1980-33から1980-36まで、1980-38から1980-43まで、1980-45、字貝殻又1987-1、1987-2、1987-4、1987-5、1987-7

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 220号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 13026（次の図に示す部分に限る。）、13027-2、13027-5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興

局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 221号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

鍋倉湿原重要生息地

2 指定の区域

えびの市大字大河平

3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動物植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境
鍋倉湿原は、古くは水田用のため池だった場所である。水質が良好で、自然度の高い森に囲まれているなど、希少野生動物植物にとって貴重な環境が残されていることから、現在の水質や植生を維持することが必要である。
- (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針
現在、地域住民により保全活動が行われているが、現存する希少野生動物植物を守っていくため、これまでどおり定期的な草刈り等を継続し、外来種の防除を行うなど、適切な管理を行っていく。また、池に張り出した木の枝打ちを行うことにより、日照の確保に努め、植生の遷移を抑制し、優れた環境を維持していくことが望まれる。

宮崎県告示第 222号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例（平成17年宮崎県条例第84号）第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

関之尾神田湿地重要生息地

2 指定の区域

都城市関之尾町

3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動物植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境
関之尾神田湿地はシラスの採取跡地で、その後台地斜面下部からの湧水により湿地となり、そこに野生生物が集まったことで現在の状態になった。環境の良い湿地が現在では少なくなり、希少野生動物植物にとって貴重な生息地となっていることから、現在の水質や植生を維持することが必要である。
- (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針
現在、地域住民による草刈り等の保全活動が行われているが、現存する希少野生動物植物を守っていくため、今後も適切な時期に適切な管理を行うことにより、遷移の抑制及び外来種の防除に努め、優れた環境を維持していくことが望まれる。

宮崎県告示第 223号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|------|----------------------------|------|--------------|------------|
| | 国道 | 218号 | 延岡市細見町3609番5から同市同町3565番4まで | 旧 | 7.8～20.4 | 178.7 |
| | | | | 新 | 9.1～20.5 | 178.7 |

宮崎県告示第 224号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|--------------------------------------|------|--------------|------------|
| 22 | 県道 | 東郷西都線 | 児湯郡木城町大字中之又字松尾4番2地先から同郡同町同大字同字5番13まで | 旧 | 4.1～9.5 | 29.5 |
| | | | | 新 | 7.9～10.3 | 29.5 |

宮崎県告示第 225号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|---------|----------------------------------|------|--------------|------------|
| 109 | 県道 | 飯野松山都城線 | 都城市梅北町 10961番5地先から同市同町5908番1地先まで | 旧 | 20.8～87.6 | 2,814.0 |
| | | | | 新 | 23.8～87.6 | 2,814.0 |

宮崎県告示第 226号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|--------------------------------|-----------|
| | 国道 | 218号 | 延岡市細見町3617番1地先から同市同町3576番6地先まで | 令和3年3月25日 |

宮崎県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|-----------|
| 26 | 県道 | 宮崎須木線 | 東諸県郡綾町大字南俣字大口5687番1から同郡同町同大字同字5687番1まで | 令和3年3月25日 |

宮崎県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|---------|---------------------------------|-----------|
| 109 | 県道 | 飯野松山都城線 | 都城市梅北町10961番5地先から同市同町5908番1地先まで | 令和3年3月28日 |

宮崎県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名 | 土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|--------------|---------------------|---------------------|
| 延岡市 | 柚木町(1) | 10-203-1-093 | 土石流 |
| | 柚木沢川 | 10-203-1-094 | 土石流 |
| | 柚木谷川 | 10-203-1-095 | 土石流 |
| | 宇和田町(3) | 10-203-1-096 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(9) | 10-203-1-097 | 土石流 |
| | 宇和田町(4) | 10-203-2-051 | 土石流 |
| | 宇和田町(5) | 10-203-2-052 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(2) | 10-203-2-054 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(6) | 10-203-2-055 | 土石流 |
| | 大野町(1) | 10-203-2-056 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(7) | 10-203-2-057 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(8) | 10-203-2-058 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(10) | 10-203-2-059 | 土石流 |
| | 宇和田町(2) | 10-203-3-016 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(3) | 10-203-3-017 | 土石流 |
| | 北富山沢 | 10-203-1-090 | 土石流 |
| 南富山沢 | 10-203-1-091 | 土石流 | |
| 柚木谷沢川 | 10-203-1-092 | 土石流 | |
| 荒竹水神谷川 | 10-203-1-132 | 土石流 | |

| | | | | | |
|---------------|-------------------------|---------|----------------|-------------------|---------|
| 荒竹水神谷川-新① | 10- 203- 1 - 132 -新① | 土 石 流 | 稲葉崎- 1 -新③ | II - 1 - 7363- 新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎町(1) | 10- 203- 1 - 133 | 土 石 流 | 鹿狩瀬第 4 | II - 1 - 7403 | 急傾斜地の崩壊 |
| 長尾谷川 | 10- 203- 2 - 072 | 土 石 流 | 宇和田第 4 | II - 1 - 7406 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 | I - 1 - 1480 | 急傾斜地の崩壊 | 宇和田第 5 | II - 1 - 7407 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 -新① | I - 1 - 1480- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 宇和田第 7 | II - 1 - 7409 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 -新② | I - 1 - 1480- 新② | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 9 | II - 1 - 7563 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 -新③ | I - 1 - 1480- 新③ | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 10 | II - 1 - 7564 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 -新④ | I - 1 - 1480- 新④ | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 | II - 1 - 7628 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 1 -新⑤ | I - 1 - 1480- 新⑤ | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 -新① | II - 1 - 7628- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 柚木第 1 | I - 1 - 1483 | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 -新② | II - 1 - 7628- 新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 柚木第 1 - 新① | I - 1 - 1483- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 -新③ | II - 1 - 7628- 新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎 | I - 1 - 1632 | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 -新④ | II - 1 - 7628- 新④ | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第 3 | I - 1 - 1633 | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 18 -新⑤ | II - 1 - 7628- 新⑤ | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第 3 - 新① | I - 1 - 1633- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 19 | II - 1 - 7629 | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第 3 - 新② | I - 1 - 1633- 新② | 急傾斜地の崩壊 | 鹿狩瀬第 19 -新① | II - 1 - 7629- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第 3 - 新③ | I - 1 - 1633- 新③ | 急傾斜地の崩壊 | 無鹿第 3 | I - 1 - 1619 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 2 | I - 1 - 3578 | 急傾斜地の崩壊 | 無鹿第 2 | I - 1 - 1618 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第 3 | I - 1 - 3579 | 急傾斜地の崩壊 | 無鹿第 7 | I - 1 - 2152 | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎- 1 | II - 1 - 7363 | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎- 2 | II - 1 - 7385 | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎- 1 -新① | II - 1 - 7363- 新① | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎- 2 -新① | II - 1 - 7385- 新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎- 1 -新② | II - 1 - 7363- 新② | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎- 2 -新② | II - 1 - 7385- 新② | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 稲葉崎- 2 -新③ | II - 1 - 7385- 新③ | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | |
|---|--------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|-------------|---------------------|-------|
| | 稲葉崎-3 | II-1-7387 | 急傾斜地の崩壊 | | 上つづら八重 | 5-29 | 地 滑 り | |
| | 稲葉崎-3 -新① | II-1-7387-新① | 急傾斜地の崩壊 | | 大 戸 野 | 6-2 | 地 滑 り | |
| | 野 地 第 8 | I-1-3599新③ | 急傾斜地の崩壊 | | 広 河 原 | 6-6 | 地 滑 り | |
| <p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p> | | | | | 瀬 戸 | 農7-1 | 地 滑 り | |
| <p>宮崎県告示第 230号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和3年3月25日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> | | | | | 札 ノ 尾 | 7-1 | 地 滑 り | |
| | 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 | | 塩 鶴 | 農7-2 | 地 滑 り |
| | 日南市 | 伊比井 | 5-1 | 地 滑 り | | 外 之 浦 | 7-6 | 地 滑 り |
| | | 富士河内 | 5-2 | 地 滑 り | | 贄 波 | 7-7 | 地 滑 り |
| | | 富 土 | 5-3 | 地 滑 り | | 夫 婦 浦 | 7-8 | 地 滑 り |
| | | 小松崎 | 5-4 | 地 滑 り | | 下 新 村 | 5-7 | 地 滑 り |
| | | 鶴ヶ峰 | 5-21 | 地 滑 り | | 下白木俣 | 5-11 | 地 滑 り |
| | | 上 町 | 5-22 | 地 滑 り | | 小 布 施 | 5-14 | 地 滑 り |
| | | 山 王 | 5-25 | 地 滑 り | | 秋 山 | 5-15 | 地 滑 り |
| | | 大堂津東 | 5-26 | 地 滑 り | | 板 床 | 農5-1 | 地 滑 り |
| | | 大堂津西 | 5-27 | 地 滑 り | | 荒 谷 | 農5-2 | 地 滑 り |
| | | 中ノ八重 | 5-9 | 地 滑 り | | 富 土 原 | 林5-1 | 地 滑 り |
| | | 観 音 | 5-12 | 地 滑 り | | 山 仮 屋 | 06-03 | 地 滑 り |
| | | 徳 之 峯 | 5-16 | 地 滑 り | | 元 仮 屋 | 農6-1 | 地 滑 り |
| | | 倉 掛 | 5-17 | 地 滑 り | | 黒 荷 田 | 06-12 | 地 滑 り |
| | | 永 吉 | 5-18 | 地 滑 り | | 黒 荷 田 2 | 06-13 | 地 滑 り |
| | | 黒 岩 | 5-23 | 地 滑 り | | 黒 山 | 06-08 | 地 滑 り |
| | | 仮 屋 | 5-24 | 地 滑 り | | 港 平 | 林5-2 | 地 滑 り |
| | | | | | | 鬼ヶ久保 | 林5-3 | 地 滑 り |
| | | | | | | 福谷谷川- 新① | 02-204-2-090 -新① | 土 石 流 |
| | | | | | | 福谷谷川- 新② | 02-204-2-090 -新② | 土 石 流 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|-------|---------|--------------|---------|
| 福谷谷川-新③ | 02-204-2-090-新③ | 土 石 流 | 向田一谷川 | 02-204-2-074 | 土 石 流 |
| 福谷谷川-新④ | 02-204-2-090-新④ | 土 石 流 | 向田二谷川 | 02-204-2-075 | 土 石 流 |
| 山瀬二谷川-新① | 02-204-3-008-新① | 土 石 流 | 向田三谷川 | 02-204-2-076 | 土 石 流 |
| 汐満二谷川 | 02-204-3-012 | 土 石 流 | 瀬田尾野谷川 | 02-204-1-043 | 土 石 流 |
| 向田四谷川 | 02-204-2-077 | 土 石 流 | 山かしら谷川 | 02-204-2-080 | 土 石 流 |
| 倉掛一谷川 | 02-204-2-082 | 土 石 流 | 後野谷川 | 02-204-1-044 | 土 石 流 |
| 倉掛二谷川 | 02-204-2-083 | 土 石 流 | つづら八重谷川 | 02-204-2-081 | 土 石 流 |
| 大道寺谷川 | 02-204-2-084 | 土 石 流 | 釈迦尾ヶ野1 | I-1-0258 | 急傾斜地の崩壊 |
| 平部ヶ下谷川-新① | 02-204-1-034-新① | 土 石 流 | 瀬田尾-1 | II-1-4469 | 急傾斜地の崩壊 |
| 北河内沢 | 02-204-1-071 | 土 石 流 | 瀬田尾-2 | II-1-4470 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士谷沢 | 02-204-1-073 | 土 石 流 | 瀬田尾-3 | II-1-4471 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋頭谷川(1) | 02-204-1-074 | 土 石 流 | 向原 | II-1-4531 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋頭谷川(2) | 02-204-1-075 | 土 石 流 | 向原-新① | II-1-4531-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋頭谷川(3) | 02-204-1-076 | 土 石 流 | 向原-新② | II-1-4531-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井谷川 | 02-204-1-077 | 土 石 流 | 崩平-新① | I-1-0202-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井谷川-新① | 02-204-1-077-新① | 土 石 流 | 西ヶ迫-新① | I-1-0203-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士之沢(1) | 02-204-2-104 | 土 石 流 | 中松永-新① | I-1-0206-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士之沢(2) | 02-204-2-105 | 土 石 流 | 東ヶ迫東-新① | I-1-0211-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 大荷田谷川(3) | 02-204-2-109 | 土 石 流 | 東ヶ迫東-新② | I-1-0211-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 上日向八重谷川 | 02-204-2-110 | 土 石 流 | 下汐満-新② | I-1-0214-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 河内二谷川 | 02-204-2-112 | 土 石 流 | 楠原-新① | I-1-0314-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 西の谷 | 02-321-1-005 | 土 石 流 | 楠原-新② | I-1-0314-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯谷川 | 02-204-2-078 | 土 石 流 | 楠原-新③ | I-1-0314-新③ | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | |
|----------|---------------|---------|-----------|--------------|---------|
| 上楠原-新① | I-1-0315-新① | 急傾斜地の崩壊 | 西ノ村 2 | I-1-0319 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上楠原-新② | I-1-0315-新② | 急傾斜地の崩壊 | 内之迫 | I-1-0320 | 急傾斜地の崩壊 |
| 諏訪馬場-新① | I-1-0316-新① | 急傾斜地の崩壊 | 木場 1 | I-1-0321 | 急傾斜地の崩壊 |
| 石ヶ谷-2 | II-1-4354 | 急傾斜地の崩壊 | 愛宕越 | I-1-3102 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中ノ講-3-新① | II-1-4373-新① | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-1 | I-1-3124 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中ノ講-3-新② | II-1-4373-新② | 急傾斜地の崩壊 | 永野 | II-1-4364 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中ノ講-3-新③ | II-1-4373-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 瀬田尾野-1 | II-1-4376 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-1-新① | II-1-4393-新① | 急傾斜地の崩壊 | 瀬田尾野-2-新① | II-1-4377-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新① | II-1-4394-新① | 急傾斜地の崩壊 | 瀬田尾野-2-新② | II-1-4377-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新② | II-1-4394-新② | 急傾斜地の崩壊 | 西ノ村 3 | II-1-4378 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新③ | II-1-4394-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-2 | II-1-4379 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新④ | II-1-4394-新④ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-2-新① | II-1-4379-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新⑤ | II-1-4394-新⑤ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-3 | II-1-4380 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2-新⑥ | II-1-4394-新⑥ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-4 | II-1-4382 | 急傾斜地の崩壊 |
| 原向-2-新② | II-1-4625-新② | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-4-新① | II-1-4382-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 上松永-2 | III-1-9312 | 急傾斜地の崩壊 | 川辺ヶ野 | II-1-4392 | 急傾斜地の崩壊 |
| 星倉-4 | III-1-9320 | 急傾斜地の崩壊 | 倉掛-1 | II-1-4477 | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田-新② | III-1-9321-新② | 急傾斜地の崩壊 | 向田-2 | II-1-4529 | 急傾斜地の崩壊 |
| 木場 2 | I-1-0317 | 急傾斜地の崩壊 | 倉掛-2 | II-1-4532 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ村 | I-1-0318 | 急傾斜地の崩壊 | 大川田 | I-1-0199 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 西ヶ迫 | I-1-0203 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 中松永 | I-1-0206 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 釈迦尾ヶ野 2 | I-1-0256 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 中ノ講-5 | II-1-4375 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-----------|------------------|---------|
| 谷 川 | I - 1 - 0391 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下 汐 満 | I - 1 - 0214 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶯 巢 | I - 1 - 0174 | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜 平 | I - 1 - 0175 | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊 比 井 | I - 1 - 0176 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋 頭 | I - 1 - 0177 | 急傾斜地の崩壊 |
| 三 軒 家 | I - 1 - 0178 | 急傾斜地の崩壊 |
| 三軒家-新① | I - 1 - 0178-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富 土 | I - 1 - 0179 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士河内-1 | I - 1 - 3123 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士河内-1-新① | I - 1 - 3123-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士河内-2 | I - 1 - 3125 | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井-1 | II - 1 - 4520 | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井河内-1 | II - 1 - 4521 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富 土 - 1 | II - 1 - 4523 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富 土 - 2 | II - 1 - 4524 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士-2-新① | II - 1 - 4524-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 立 野 3 | II - 1 - 4573 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下大藤-1 | II - 1 - 4562 | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖 蒲 迫 | I - 1 - 0361 | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖 蒲 迫 2 | I - 1 - 0360 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 - 1 | II - 1 - 4565 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 - 2 | II - 1 - 4566 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 | I - 1 - 0362 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|---------|----------------|---------|
| 徳之峯 3 | II - 1 - 4478 | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯 1 | I - 1 - 0324 | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯 2 | I - 1 - 0325 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴 戸 谷 | I - 1 - 0328 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮 ヶ 上 | I - 1 - 0327 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮 の 窪 | I - 1 - 0322 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-3 | I - 1 - 3117 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-6 | II - 1 - 4475 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-5 | II - 1 - 4474 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-2 | II - 1 - 4355 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-4 | II - 1 - 4383 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重-1 | III - 1 - 9310 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|-------|---------------------|---------------------|
| 高千穂町 | 岩戸秋元 | 42-3 | 地 滑 り |
| | 小谷内川1 | 11-441-1-016 | 土 石 流 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名 | 土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|------------|---------------------|---------------------|
| 日之影町 | 御泊川 | 11-442-2-074 | 土石流 |
| | 阿下川 | 11-442-2-075 | 土石流 |
| | 阿下川(1) | 11-442-2-076 | 土石流 |
| | 下中園川(2) | 11-442-1-033 | 土石流 |
| | 下中園川(1) | 11-442-1-034 | 土石流 |
| | 下中園川(1)-新① | 11-442-1-034-新① | 土石流 |
| | 杉の原川(1) | 11-442-2-078 | 土石流 |
| | 杉の原川(1)-新① | 11-442-2-078-新① | 土石流 |
| | 杉の原川(2) | 11-442-2-079 | 土石流 |
| | 新町川(1) | 11-442-2-072 | 土石流 |
| | 新町川(2) | 11-442-2-073 | 土石流 |
| | 日向川 | 11-442-2-004 | 土石流 |
| | 竹の平川(2) | 11-442-2-003 | 土石流 |
| | 松の内川 | 11-442-1-026 | 土石流 |
| | 松崎川 | 11-442-2-064 | 土石流 |
| | 中川川 | 11-442-2-077 | 土石流 |
| | 滝の内 | II-1-8316 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 阿下-5 | II-1-8321 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 椀木 | I-1-2260 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 椀木-新① | I-1-2260-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | 椀木-新② | I-1-2260-新② | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|-----------|--------------|---------|
| 椀木-新③ | I-1-2260-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川 | I-1-1945 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川(2) | I-1-3769 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中の畑 | II-1-8206 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中の畑-新① | II-1-8206-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉の原 | II-1-8207 | 急傾斜地の崩壊 |
| 松崎-新① | II-1-8216-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川(1) | II-1-8218 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾 | I-1-1974 | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠戸 | I-1-1975 | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾藪-1 | II-1-8315 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾(1) | II-1-8324 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾(1)-新① | II-1-8324-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠戸(1) | II-1-8328 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾(2) | II-1-8329 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東 | I-1-3765 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東-新① | I-1-3765-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東-新② | I-1-3765-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 椀木尾 | I-1-1993 | 急傾斜地の崩壊 |
| 椀木尾-新① | I-1-1993-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平 | I-1-1983 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新① | I-1-1983-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新② | I-1-1983-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新③ | I-1-1983-新③ | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 糸平-新④ | I-1-1983-新④ | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-1 | II-1-8357 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-2 | II-1-8358 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-2-新① | II-1-8358-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-2-新② | II-1-8358-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 草 仁 田 | II-1-8359 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大 平 | I-1-1989 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大平-1 | II-1-8363 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥屋の平 | I-1-1991 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥屋の平-新① | I-1-1991-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥屋の平-新② | I-1-1991-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥屋の平-1 | II-1-8362 | 急傾斜地の崩壊 |
| 二 又 | I-1-1988 | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎 迫 下 | I-1-1990 | 急傾斜地の崩壊 |
| 二又-1 | II-1-8364 | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎 迫 | II-1-8365 | 急傾斜地の崩壊 |
| 榎迫-新① | II-1-8365-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 新 町 | I-1-1976 | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町-新① | I-1-1976-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町-新② | I-1-1976-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町-新③ | I-1-1976-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 新 町 (1) | I-2-0262 | 急傾斜地の崩壊 |
| 新 町 (2) | II-1-8325 | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町(2)-新① | II-1-8325-新① | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|---------|-------------|---------|
| 奥 | II-1-1938 | 急傾斜地の崩壊 |
| 松 ノ 内 | I-1-1935 | 急傾斜地の崩壊 |
| 新畑-新① | I-1-1937-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 新畑-新② | I-1-1937-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 吐の内-1 | I-1-3761 | 急傾斜地の崩壊 |
| 日 暮 | I-1-3775 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 川 | I-1-1946 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中川-新① | I-1-1946-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 中川-新② | I-1-1946-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 中 川 (1) | I-1-3777 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中村(2)-4 | II-1-8276 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 上 | I-1-1977 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八戸上-1 | I-1-3763 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 小 | I-1-3780 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 1 | I-1-1978 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 2 | I-1-1979 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 (3) | II-1-8331 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|------|-------|-----------------------------|-----------------------------|
| 五ヶ瀬町 | 下日向川 | 11-443-1-012 | 土 石 流 |
| | 坂狩川 | 11-443-2-028 | 土 石 流 |

| | | | | | | |
|---------|-----------------|---------|--|---------|--------------|---------|
| 大石川 | 11-443-1-021 | 土石流 | | 大石(5) | II-1-8416 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上長野川 | 11-443-2-043 | 土石流 | | 大石(6) | II-1-8432 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下日蔭平川 | 11-443-2-044 | 土石流 | | 長原-1 | II-1-8433 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上仲原川 | 11-443-2-045 | 土石流 | | 長原-2 | II-1-8434 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上滝下川(1) | 11-443-2-046 | 土石流 | | 長原-3 | II-1-8462 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上滝下川(2) | 11-443-2-047 | 土石流 | | 長原-3-新① | II-1-8462-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉平川 | 11-443-2-048 | 土石流 | | 長原-3-新② | II-1-8462-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 日向平川(1) | 11-443-1-019 | 土石流 | | 船の谷-1 | I-1-3804 | 急傾斜地の崩壊 |
| 日向平川(2) | 11-443-1-020 | 土石流 | | 桑の木谷-1 | II-1-8447 | 急傾斜地の崩壊 |
| 日向平川(3) | 11-443-2-041 | 土石流 | | 桑の木谷-2 | II-1-8448 | 急傾斜地の崩壊 |
| 長原川 | 11-443-2-042 | 土石流 | | 桑の木谷-3 | II-1-8449 | 急傾斜地の崩壊 |
| 長迫川 | 11-443-2-033 | 土石流 | | 船の谷-2 | II-1-8450 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上日蔭平川 | 11-443-2-040 | 土石流 | | 内の谷 | II-1-8451 | 急傾斜地の崩壊 |
| 船の谷川 | 11-443-1-018 | 土石流 | | 奈良津-1 | II-1-8455 | 急傾斜地の崩壊 |
| 桑の木谷川 | 11-443-2-035 | 土石流 | | 奈良津-2 | II-1-8456 | 急傾斜地の崩壊 |
| 奈良津川 | 11-443-2-036 | 土石流 | | 尾原-1 | II-1-8457 | 急傾斜地の崩壊 |
| 水ノ元川 | 11-443-2-039 | 土石流 | | 尾原-2 | II-1-8458 | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩屋迫川(1) | 11-443-2-037 | 土石流 | | 尾原-3 | II-1-8459 | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩屋迫川(2) | 11-443-2-038 | 土石流 | | 尾原-4 | II-1-8460 | 急傾斜地の崩壊 |
| 丁字川 | 11-443-1-024 | 土石流 | | 尾原-4-新① | II-1-8460-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠部谷川(1) | 11-443-2-053 | 土石流 | | 尾原-5 | II-1-8461 | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠部谷川 | 11-443-2-054 | 土石流 | | 高畑(2) | I-1-2020 | 急傾斜地の崩壊 |
| 半蔵谷川-新① | 11-443-1-901-新① | 土石流 | | 杉の谷 | I-1-2279 | 急傾斜地の崩壊 |
| 一の瀬 | I-1-2272 | 急傾斜地の崩壊 | | | | |
| 大石(1) | I-1-2001 | 急傾斜地の崩壊 | | | | |
| 大石(3) | II-1-2270 | 急傾斜地の崩壊 | | | | |
| 大石(4) | II-1-8415 | 急傾斜地の崩壊 | | | | |

| | | |
|--------|-------------|---------|
| 杉の谷-新① | I-1-2279-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉の谷-新② | I-1-2279-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉の谷-新③ | I-1-2279-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷-1 | I-1-3802 | 急傾斜地の崩壊 |
| 大谷-2 | I-1-3803 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名 | 土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|----------|-----------------------|---------------------|
| 延岡市 | 柚木町(1) | 10-203-1-093 | 土石流 |
| | 柚木沢川 | 10-203-1-094 | 土石流 |
| | 柚木谷川 | 10-203-1-095 | 土石流 |
| | 宇和田町(3) | 10-203-1-096 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(9) | 10-203-1-097 | 土石流 |
| | 宇和田町(4) | 10-203-2-051 | 土石流 |
| | 宇和田町(5) | 10-203-2-052 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(2) | 10-203-2-054 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(6) | 10-203-2-055 | 土石流 |
| | 大野町(1) | 10-203-2-056 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(8) | 10-203-2-058 | 土石流 |
| | 鹿狩瀬町(10) | 10-203-2-059 | 土石流 |
| | 宇和田町(2) | 10-203-3-016 | 土石流 |

| | | |
|-----------|-----------------|---------|
| 北富山沢 | 10-203-1-090 | 土石流 |
| 南富山沢 | 10-203-1-091 | 土石流 |
| 柚木谷沢川 | 10-203-1-092 | 土石流 |
| 荒竹水神谷川 | 10-203-1-132 | 土石流 |
| 荒竹水神谷川-新① | 10-203-1-132-新① | 土石流 |
| 稲葉崎町(1) | 10-203-1-133 | 土石流 |
| 長尾谷川 | 10-203-2-072 | 土石流 |
| 宇和田第1 | I-1-1480 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第1-新① | I-1-1480-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第1-新② | I-1-1480-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第1-新③ | I-1-1480-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第1-新④ | I-1-1480-新④ | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第1-新⑤ | I-1-1480-新⑤ | 急傾斜地の崩壊 |
| 柚木第1 | I-1-1483 | 急傾斜地の崩壊 |
| 柚木第1-新① | I-1-1483-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎 | I-1-1632 | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第3 | I-1-1633 | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第3-新① | I-1-1633-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第3-新② | I-1-1633-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 檜山第3-新③ | I-1-1633-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第2 | I-1-3578 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第3 | I-1-3579 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | |
|---------------|--------------|---------|--------------|--------------|---------|
| 稲葉崎-1 | II-1-7363 | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎-2 -新② | II-1-7385-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎-1 -新① | II-1-7363-新① | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎-2 -新③ | II-1-7385-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎-1 -新② | II-1-7363-新② | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎-3 | II-1-7387 | 急傾斜地の崩壊 |
| 稲葉崎-1 -新③ | II-1-7363-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 稲葉崎-3 -新① | II-1-7387-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿狩瀬第4 | II-1-7403 | 急傾斜地の崩壊 | 野地第8 | I-1-3599新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇和田第4 | II-1-7406 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 宇和田第5 | II-1-7407 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 宇和田第7 | II-1-7409 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第9 | II-1-7563 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第10 | II-1-7564 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 | II-1-7628 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 -新① | II-1-7628-新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 -新② | II-1-7628-新② | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 -新③ | II-1-7628-新③ | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 -新④ | II-1-7628-新④ | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第18 -新⑤ | II-1-7628-新⑤ | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第19 | II-1-7629 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 鹿狩瀬第19 -新① | II-1-7629-新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 無鹿第3 | I-1-1619 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 無鹿第2 | I-1-1618 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 稲葉崎-2 | II-1-7385 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 稲葉崎-2 -新① | II-1-7385-新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名 | 土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|----------|-----------------------|---------------------|
| 日南市 | 福谷谷川-新① | 02-204-2-090-新① | 土石流 |
| | 福谷谷川-新② | 02-204-2-090-新② | 土石流 |
| | 福谷谷川-新③ | 02-204-2-090-新③ | 土石流 |
| | 福谷谷川-新④ | 02-204-2-090-新④ | 土石流 |
| | 山瀬二谷川-新① | 02-204-3-008-新① | 土石流 |
| | 汐満二谷川 | 02-204-3-012 | 土石流 |
| | 向田四谷川 | 02-204-2-077 | 土石流 |
| | 倉掛一谷川 | 02-204-2-082 | 土石流 |
| | 倉掛二谷川 | 02-204-2-083 | 土石流 |
| | 大道寺谷川 | 02-204-2-084 | 土石流 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------|---------|----------|--------------|---------|
| 平部ヶ下谷川-新① | 02-204-1-034-新① | 土 石 流 | 西ヶ迫-新① | I-1-0203-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 北河内沢 | 02-204-1-071 | 土 石 流 | 中松永-新① | I-1-0206-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士谷沢 | 02-204-1-073 | 土 石 流 | 東ヶ迫東-新① | I-1-0211-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鍋頭谷川(1) | 02-204-1-074 | 土 石 流 | 東ヶ迫東-新② | I-1-0211-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井谷川 | 02-204-1-077 | 土 石 流 | 下汐溝-新② | I-1-0214-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 伊比井谷川-新① | 02-204-1-077-新① | 土 石 流 | 楠原-新① | I-1-0314-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士之沢(1) | 02-204-2-104 | 土 石 流 | 楠原-新② | I-1-0314-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士之沢(2) | 02-204-2-105 | 土 石 流 | 楠原-新③ | I-1-0314-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 大荷田谷川(3) | 02-204-2-109 | 土 石 流 | 上楠原-新① | I-1-0315-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 上日向八重谷川 | 02-204-2-110 | 土 石 流 | 上楠原-新② | I-1-0315-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯谷川 | 02-204-2-078 | 土 石 流 | 諏訪馬場-新① | I-1-0316-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 向田一谷川 | 02-204-2-074 | 土 石 流 | 石ヶ谷-2 | II-1-4354 | 急傾斜地の崩壊 |
| 向田三谷川 | 02-204-2-076 | 土 石 流 | 中ノ講-3-新① | II-1-4373-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山かしら谷川 | 02-204-2-080 | 土 石 流 | 中ノ講-3-新② | II-1-4373-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重谷川 | 02-204-2-081 | 土 石 流 | 中ノ講-3-新③ | II-1-4373-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 釈迦尾ヶ野1 | I-1-0258 | 急傾斜地の崩壊 | 山ノ口-1-新① | II-1-4393-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾-1 | II-1-4469 | 急傾斜地の崩壊 | 山ノ口-2-新① | II-1-4394-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾-2 | II-1-4470 | 急傾斜地の崩壊 | 山ノ口-2-新② | II-1-4394-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾-3 | II-1-4471 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 向原 | II-1-4531 | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 向原-新① | II-1-4531-新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 向原-新② | II-1-4531-新② | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| 崩平-新① | I-1-0202-新① | 急傾斜地の崩壊 | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---------------|---------------|---------|---------------|--------------|---------|
| 山ノ口-2 -新③ | II-1-4394-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-4 | II-1-4382 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2 -新④ | II-1-4394-新④ | 急傾斜地の崩壊 | 永吉-4- 新① | II-1-4382-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2 -新⑤ | II-1-4394-新⑤ | 急傾斜地の崩壊 | 川辺ヶ野 | II-1-4392 | 急傾斜地の崩壊 |
| 山ノ口-2 -新⑥ | II-1-4394-新⑥ | 急傾斜地の崩壊 | 倉掛-1 | II-1-4477 | 急傾斜地の崩壊 |
| 原向-2- 新② | II-1-4625-新② | 急傾斜地の崩壊 | 向田-2 | II-1-4529 | 急傾斜地の崩壊 |
| 上松永-2 | III-1-9312 | 急傾斜地の崩壊 | 倉掛-2 | II-1-4532 | 急傾斜地の崩壊 |
| 星倉-4 | III-1-9320 | 急傾斜地の崩壊 | 大川田 | I-1-0199 | 急傾斜地の崩壊 |
| 相田-新② | III-1-9321-新② | 急傾斜地の崩壊 | 西ヶ迫 | I-1-0203 | 急傾斜地の崩壊 |
| 木場2 | I-1-0317 | 急傾斜地の崩壊 | 中松永 | I-1-0206 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ村 | I-1-0318 | 急傾斜地の崩壊 | 釈迦尾ヶ野 2 | I-1-0256 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ村2 | I-1-0319 | 急傾斜地の崩壊 | 中ノ講-5 | II-1-4375 | 急傾斜地の崩壊 |
| 内之迫 | I-1-0320 | 急傾斜地の崩壊 | 谷川 | I-1-0391 | 急傾斜地の崩壊 |
| 木場1 | I-1-0321 | 急傾斜地の崩壊 | 下汐満 | I-1-0214 | 急傾斜地の崩壊 |
| 愛宕越 | I-1-3102 | 急傾斜地の崩壊 | 鶯巣 | I-1-0174 | 急傾斜地の崩壊 |
| 永吉-1 | I-1-3124 | 急傾斜地の崩壊 | 浜平 | I-1-0175 | 急傾斜地の崩壊 |
| 永野 | II-1-4364 | 急傾斜地の崩壊 | 伊比井 | I-1-0176 | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾野- 1 | II-1-4376 | 急傾斜地の崩壊 | 鍋頭 | I-1-0177 | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾野- 2-新① | II-1-4377-新① | 急傾斜地の崩壊 | 三軒家 | I-1-0178 | 急傾斜地の崩壊 |
| 瀬田尾野- 2-新② | II-1-4377-新② | 急傾斜地の崩壊 | 三軒家-新 ① | I-1-0178-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 西ノ村3 | II-1-4378 | 急傾斜地の崩壊 | 富士 | I-1-0179 | 急傾斜地の崩壊 |
| 永吉-2 | II-1-4379 | 急傾斜地の崩壊 | 富士河内- 1 | I-1-3123 | 急傾斜地の崩壊 |
| 永吉-2- 新① | II-1-4379-新① | 急傾斜地の崩壊 | 富士河内- 1-新① | I-1-3123-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 永吉-3 | II-1-4380 | 急傾斜地の崩壊 | 富士河内- 2 | I-1-3125 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 伊比井-1 | II-1-4520 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|--------------|--------------|---------|
| 伊比井河内 - 1 | II-1-4521 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富 土 - 1 | II-1-4523 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富 土 - 2 | II-1-4524 | 急傾斜地の崩壊 |
| 富士-2- 新① | II-1-4524-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 立 野 3 | II-1-4573 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下大藤-1 | II-1-4562 | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖 蒲 迫 | I-1-0361 | 急傾斜地の崩壊 |
| 菖 蒲 迫 2 | I-1-0360 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 - 1 | II-1-4565 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 - 2 | II-1-4566 | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉 迫 | I-1-0362 | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯 3 | II-1-4478 | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯 1 | I-1-0324 | 急傾斜地の崩壊 |
| 徳之峯 2 | I-1-0325 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鶴 戸 谷 | I-1-0328 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮 ャ 上 | I-1-0327 | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮 の 窪 | I-1-0322 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 3 | I-1-3117 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 6 | II-1-4475 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 5 | II-1-4474 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 2 | II-1-4355 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 4 | II-1-4383 | 急傾斜地の崩壊 |
| つづら八重 - 1 | III-1-9310 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------|-----------------------|---------------------|
| 日之影町 | 阿下川(1) | 11-442-2-076 | 土 石 流 |
| | 下中園川(2) | 11-442-1-033 | 土 石 流 |
| | 下中園川(1) | 11-442-1-034 | 土 石 流 |
| | 下中園川(1)-新① | 11-442-1-034-新① | 土 石 流 |
| | 杉の原川(1) | 11-442-2-078 | 土 石 流 |
| | 杉の原川(1)-新① | 11-442-2-078-新① | 土 石 流 |
| | 杉の原川(2) | 11-442-2-079 | 土 石 流 |
| | 新町川(1) | 11-442-2-072 | 土 石 流 |
| | 新町川(2) | 11-442-2-073 | 土 石 流 |
| | 日向川 | 11-442-2-004 | 土 石 流 |
| | 竹の平川(2) | 11-442-2-003 | 土 石 流 |
| | 松の内川 | 11-442-1-026 | 土 石 流 |
| | 松崎川 | 11-442-2-064 | 土 石 流 |
| | 中川川 | 11-442-2-077 | 土 石 流 |
| | 滝の内 | II-1-8316 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 阿下-5 | II-1-8321 | 急傾斜地の崩壊 |
| 椀 木 | I-1-2260 | 急傾斜地の崩壊 | |
| 椀木-新① | I-1-2260-新① | 急傾斜地の崩壊 | |

| | | | | | |
|-----------|--------------|---------|----------|--------------|---------|
| 椈木-新② | I-1-2260-新② | 急傾斜地の崩壊 | 糸平-1 | II-1-8357 | 急傾斜地の崩壊 |
| 椈木-新③ | I-1-2260-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 糸平-2 | II-1-8358 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川 | I-1-1945 | 急傾斜地の崩壊 | 糸平-2-新① | II-1-8358-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川(2) | I-1-3769 | 急傾斜地の崩壊 | 糸平-2-新② | II-1-8358-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 中の畑 | II-1-8206 | 急傾斜地の崩壊 | 草仁田 | II-1-8359 | 急傾斜地の崩壊 |
| 中の畑-新① | II-1-8206-新① | 急傾斜地の崩壊 | 大平 | I-1-1989 | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉の原 | II-1-8207 | 急傾斜地の崩壊 | 大平-1 | II-1-8363 | 急傾斜地の崩壊 |
| 松崎-新① | II-1-8216-新① | 急傾斜地の崩壊 | 鳥屋の平 | I-1-1991 | 急傾斜地の崩壊 |
| 鹿川(1) | II-1-8218 | 急傾斜地の崩壊 | 鳥屋の平-新① | I-1-1991-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾 | I-1-1974 | 急傾斜地の崩壊 | 鳥屋の平-新② | I-1-1991-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠戸 | I-1-1975 | 急傾斜地の崩壊 | 鳥屋の平-1 | II-1-8362 | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾藪-1 | II-1-8315 | 急傾斜地の崩壊 | 二又 | I-1-1988 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾(1) | II-1-8324 | 急傾斜地の崩壊 | 榎迫下 | I-1-1990 | 急傾斜地の崩壊 |
| 舟の尾(1)-新① | II-1-8324-新① | 急傾斜地の崩壊 | 二又-1 | II-1-8364 | 急傾斜地の崩壊 |
| 笠戸(1) | II-1-8328 | 急傾斜地の崩壊 | 榎迫 | II-1-8365 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東 | I-1-3765 | 急傾斜地の崩壊 | 榎迫-新① | II-1-8365-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東-新① | I-1-3765-新① | 急傾斜地の崩壊 | 新町 | I-1-1976 | 急傾斜地の崩壊 |
| 下小原東-新② | I-1-3765-新② | 急傾斜地の崩壊 | 新町-新② | I-1-1976-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 縦木尾 | I-1-1993 | 急傾斜地の崩壊 | 新町-新③ | I-1-1976-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 縦木尾-新① | I-1-1993-新① | 急傾斜地の崩壊 | 新町(1) | I-2-0262 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平 | I-1-1983 | 急傾斜地の崩壊 | 新町(2) | II-1-8325 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新① | I-1-1983-新① | 急傾斜地の崩壊 | 新町(2)-新① | II-1-8325-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新② | I-1-1983-新② | 急傾斜地の崩壊 | 奥 | II-1-1938 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新③ | I-1-1983-新③ | 急傾斜地の崩壊 | 松ノ内 | I-1-1935 | 急傾斜地の崩壊 |
| 糸平-新④ | I-1-1983-新④ | 急傾斜地の崩壊 | | | |

| | | | | | |
|---------|-------------|---------|---------|--------------|---------|
| 新畑-新① | I-1-1937-新① | 急傾斜地の崩壊 | 下日蔭平川 | 11-443-2-044 | 土 石 流 |
| 新畑-新② | I-1-1937-新② | 急傾斜地の崩壊 | 上 仲 原 川 | 11-443-2-045 | 土 石 流 |
| 吐の内-1 | I-1-3761 | 急傾斜地の崩壊 | 上滝下川(1) | 11-443-2-046 | 土 石 流 |
| 日 暮 | I-1-3775 | 急傾斜地の崩壊 | 上滝下川(2) | 11-443-2-047 | 土 石 流 |
| 中 川 | I-1-1946 | 急傾斜地の崩壊 | 杉 平 川 | 11-443-2-048 | 土 石 流 |
| 中川-新① | I-1-1946-新① | 急傾斜地の崩壊 | 長 原 川 | 11-443-2-042 | 土 石 流 |
| 中川-新② | I-1-1946-新② | 急傾斜地の崩壊 | 長 迫 川 | 11-443-2-033 | 土 石 流 |
| 中 川 (1) | I-1-3777 | 急傾斜地の崩壊 | 上日蔭平川 | 11-443-2-040 | 土 石 流 |
| 中村(2)-4 | II-1-8276 | 急傾斜地の崩壊 | 船 の 谷 川 | 11-443-1-018 | 土 石 流 |
| 八 戸 上 | I-1-1977 | 急傾斜地の崩壊 | 桑の木谷川 | 11-443-2-035 | 土 石 流 |
| 八戸上-1 | I-1-3763 | 急傾斜地の崩壊 | 丁 字 川 | 11-443-1-024 | 土 石 流 |
| 八 戸 小 | I-1-3780 | 急傾斜地の崩壊 | 笠部谷川(1) | 11-443-2-053 | 土 石 流 |
| 八 戸 1 | I-1-1978 | 急傾斜地の崩壊 | 笠 部 谷 川 | 11-443-2-054 | 土 石 流 |
| 八 戸 2 | I-1-1979 | 急傾斜地の崩壊 | 一 の 瀬 | I-1-2272 | 急傾斜地の崩壊 |
| 八 戸 (3) | II-1-8331 | 急傾斜地の崩壊 | 大 石 (1) | I-1-2001 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 大 石 (3) | II-1-2270 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 大 石 (4) | II-1-8415 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 大 石 (5) | II-1-8416 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 大 石 (6) | II-1-8432 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 長 原 - 1 | II-1-8433 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 長 原 - 2 | II-1-8434 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 長 原 - 3 | II-1-8462 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 長原-3-新① | II-1-8462-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 長原-3-新② | II-1-8462-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 船の谷-1 | I-1-3804 | 急傾斜地の崩壊 |
| | | | 桑の木谷-1 | II-1-8447 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地区名 | 土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------|------|-----------------------|---------------------|
| 五ヶ瀬町 | 下日向川 | 11-443-1-012 | 土 石 流 |
| | 坂狩川 | 11-443-2-028 | 土 石 流 |
| | 大石川 | 11-443-1-021 | 土 石 流 |
| | 上長野川 | 11-443-2-043 | 土 石 流 |

| | | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|--------------|---------|
| 桑の木谷-2 | II-1-8448 | 急傾斜地の崩壊 | 尾原-4-新① | II-1-8460-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 桑の木谷-3 | II-1-8449 | 急傾斜地の崩壊 | 尾原-5 | II-1-8461 | 急傾斜地の崩壊 |
| 船の谷-2 | II-1-8450 | 急傾斜地の崩壊 | 高畑(2) | I-1-2020 | 急傾斜地の崩壊 |
| 内の谷 | II-1-8451 | 急傾斜地の崩壊 | 杉の谷 | I-1-2279 | 急傾斜地の崩壊 |
| 奈良津-1 | II-1-8455 | 急傾斜地の崩壊 | 杉の谷-新① | I-1-2279-新① | 急傾斜地の崩壊 |
| 奈良津-2 | II-1-8456 | 急傾斜地の崩壊 | 杉の谷-新② | I-1-2279-新② | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾原-1 | II-1-8457 | 急傾斜地の崩壊 | 杉の谷-新③ | I-1-2279-新③ | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾原-2 | II-1-8458 | 急傾斜地の崩壊 | 大谷-1 | I-1-3802 | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾原-3 | II-1-8459 | 急傾斜地の崩壊 | 大谷-2 | I-1-3803 | 急傾斜地の崩壊 |
| 尾原-4 | II-1-8460 | 急傾斜地の崩壊 | | | |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊副

訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員人事評価実施規程(平成28年訓令第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (苦情等への対応) 第9条 [略] 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、人事課行政改革推進室において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。 3 [略] | (苦情等への対応) 第9条 [略] 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、人事課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。 3 [略] |

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

宮崎県知事 河野俊副

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年3月25日

- 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業地域
宮崎県全域
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量 (成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業地域
日向市、児湯郡西米良村
- 3 作業終了日
令和 3 年 2 月 25 日

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び名称 |
|---|-----------------------|
| 小林市細野字杉ノ場 160番 8、161番 3、162番、162番 1 の一部、163番 1 の一部、163番 2、166番 1、167番 7 | 小林市細野 162番地 1 医療法人友光会 |

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
デジタルコミュニケーション基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 1 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社販売事業本部宮崎支社
宮崎市花ヶ島町大原 2361 番地 1
- 5 落札金額
413, 279, 922 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年 12 月 3 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

| 種 別 | 級 | 実 施 日 時 |
|---------|-----|---|
| 貴重品運搬警備 | 1 級 | 令和 3 年 7 月 2 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時ころまでの間 |
| | 2 級 | 令和 3 年 7 月 1 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時ころまでの間 |

※ 当日の受付は、午前 8 時 30 分から午前 9 時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各 15 人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

令和 3 年 4 月 19 日 (月) から同年 4 月 30 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (1 級検定申請者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受検資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|